

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ↳ 社葬費用

**Q** : この度、当社の社長が急死しました。社長は創業者で会社に対する功労がきわめて大きかったので社葬を検討しています。社葬費用にかかる税務上の取扱いを教えてください。

**A** : 次のとおりです。

### 【解説】

人の死亡にともなう葬儀は、本来個人的な行事であることから、これを会社が負担した場合には、原則として給与（賞与）として取り扱われますが、社葬を行うことが社会通念上相当と認められる場合には、その負担した金額のうち社葬のために通常要すると認められる金額は、損金の額に算入することが認められています。

ここで「社葬を行うことが社会通念上相当」かどうかは、死亡した者の死亡の事情、会社への貢献度等を総合勘案して判断することとなります。また「社葬のために通常要すると認められる金額」には明らかに遺族が負担すべき費用（密葬費用、戒名料等）は含まれません。

ご質問の場合、亡くなられた社長の社葬をすることは社会通念上相当と思われるので、「社葬のために通常要すると認められる金額」つまり会葬のための費用は損金の額に算入することが認められます。なお、香典は、会社ではなく遺族に対する弔意のしるしとして持参されるものですから、会社が収入に計上しないで遺族の収入としたときは、その処理が認められます。

